

北海道道立病院局 臨時的任用職員 募集案内

北海道道立病院局では、常時勤務を要する職に欠員が生じた場合に、その代替として、臨時的任用職員を募集します。

【制度概要】

- 申込者は、「臨時的任用職員候補者登録簿」に登録されます。
※ 資格免許職の方は、資格・免許等を確認後の登録となります。
- 常時勤務を要する職に欠員が生じた場合に、登録者の中から希望病院等を考慮した上で、書類選考及び任用選考を実施し、任用選考の成績上位者から順に任用されます。
- 登録簿の登録期間は、登録日から3年間です。
- 欠員状況によっては、登録簿に登録されても任用されない場合があります。
- 任期は6月以内で、欠員の状況に応じて決定します。（最大6月の更新がある場合があります。）
- 臨時的任用職員は、任期の定めのない常勤職員（正職員）と同等の業務に従事します。（会計年度任用職員が従事する業務補助ではありません。）

<募集する職種及び受付期間>

募集する職種	主事、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、 薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床 工学技士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、視能訓練 士、助産師、看護師、准看護師
受付期間	随時受付（通年募集）

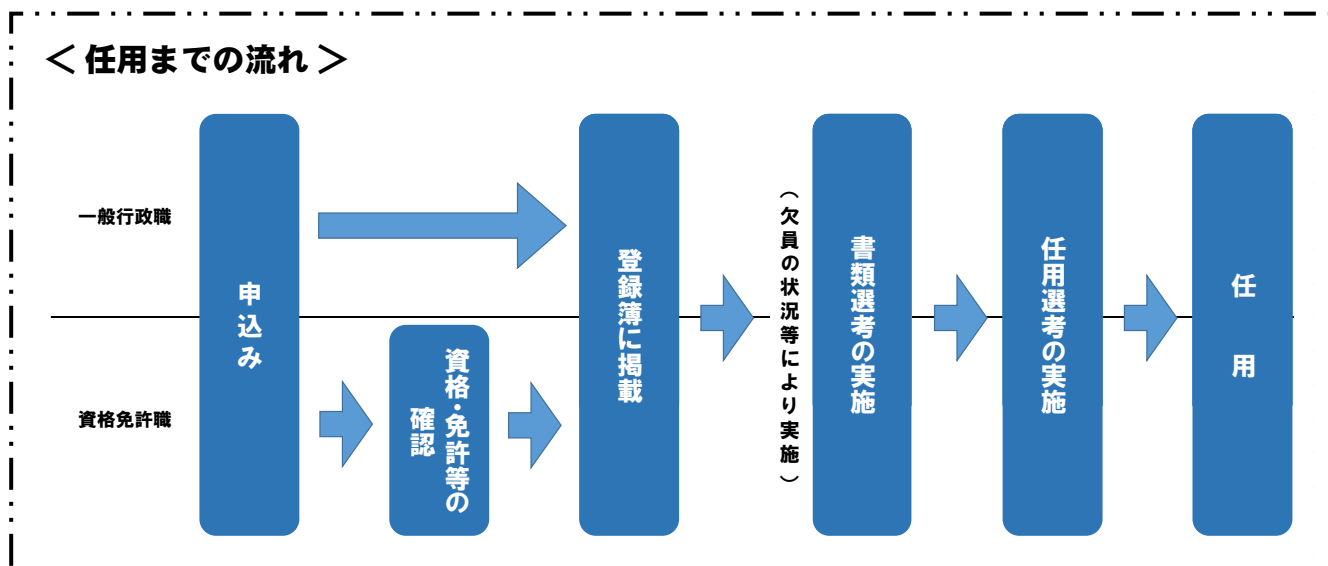
北海道道立病院局

〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館3階）
問い合わせ先 道立病院局総務課
電 話 011-204-5232
ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/index.htm>

1 臨時的任用職員について

臨時的任用職員とは…

道立病院局、各道立病院及び子ども総合医療・療育センターで、欠員となった職の代替職員として勤務していただく職員です。



- (1) 申込み時に、希望勤務病院等を申告していただきます。
- (2) 「臨時的任用職員候補者登録簿」に登録された方は、本人が取消しを希望しない限り、登録日から3年間登録は継続されます。
- (3) 「臨時的任用職員候補者登録簿」に登録された後、欠員の状況等により、希望勤務病院等を考慮の上、書類選考を行います。
この書類選考合格者のうち、別途実施する任用選考に合格された方が任用されます。
このため、欠員の状況等や書類選考及び任用選考の結果によっては、「臨時的任用職員候補者登録簿」に登録されても任用されない場合があります。
- (4) 既に「臨時的任用職員候補者登録簿」に登録されている方の任用状況によって、任用時期が遅れる場合があります。
- (5) 任用時の任期は、6月以内となります。
なお、状況に応じて、最大6月以内で任期が更新される場合があります。

2 募集職種ごとの主な職務内容及び配属先

臨時的任用職員は、任期の定めのない常勤職員（正職員）と同等の業務に従事します。（会計年度任用職員が従事する業務補助ではありません。）

職 種		主な職務内容 ※常勤の職員と同様の職務に従事します。	配属先 ※原則、欠員となっている配属先に配属されます。
主事	一般行政	道立病院に関する一般事務など、病院運営に関する業務に従事します。	道立病院局（本庁）、各道立病院及び子ども総合医療・療育センター
保育士		道立病院の入院児童の生活支援等の業務に従事します。	緑ヶ丘病院及び子ども総合医療・療育センター
社会福祉士		道立病院において、相談に関する業務等に従事します。	江差病院、羽幌病院及び子ども総合医療・療育センター
精神保健福祉士		精神科病院において、相談に関する業務等に従事します。	緑ヶ丘病院及び向陽ヶ丘病院
公認心理師		道立病院において、心理判定等に関する業務に従事します。	緑ヶ丘病院、向陽ヶ丘病院及び子ども総合医療・療育センター
薬剤師		道立病院において、調剤業務・服薬指導等の業務に従事します。	各道立病院及び子ども総合医療・療育センター
管理栄養士		道立病院において、栄養指導等の業務に従事します。	
診療放射線技師		道立病院において、診療放射線業務等に従事します。	
臨床検査技師		道立病院において、検体検査や生理学的検査に従事します。	
臨床工学技士		道立病院において血液浄化業務や危機管理等の業務に従事します。	江差病院、羽幌病院及び子ども総合医療・療育センター
言語聴覚士		言語機能又は聴覚に障害のある方の機能訓練、相談支援等の業務に従事します。	子ども総合医療・療育センター
理学療法士		道立病院において、運動療法や物理療法などのリハビリテーション業務に従事します。	江差病院、羽幌病院及び子ども総合医療・療育センター
作業療法士		道立病院において、作業療法によるリハビリテーション業務に従事します。	江差病院、緑ヶ丘病院、向陽ヶ丘病院及び子ども総合医療・療育センター
視能訓練士		道立病院において、視能回復、矯正訓練等の業務に従事します。	子ども総合医療・療育センター
助産師		道立病院において、助産業務に従事します。	江差病院、羽幌病院及び子ども総合医療・療育センター
看護師	准看護師	道立病院において、看護業務に従事します。	各道立病院及び子ども総合医療・療育センター

3 登録要件

- (1) 年齢
年齢制限はありません。
- (2) 学歴
学歴は問いません。
- (3) 必要な資格・免許等の要件

職 種		必要な資格・免許等
主事	一般行政	なし
保育士		保育士
社会福祉士		社会福祉士
精神保健福祉士		精神保健福祉士
公認心理師		公認心理師
薬剤師		薬剤師
管理栄養士		管理栄養士
診療放射線技師		診療放射線技師
臨床検査技師		臨床検査技師
臨床工学技士		臨床工学技士
言語聴覚士		言語聴覚士
理学療法士		理学療法士
作業療法士		作業療法士
視能訓練士		視能訓練士
助産師		助産師
看護師		看護師
准看護師		准看護師

- (4) 以下に該当する方は、応募できません。
- ア 日本国籍を有しない方
(保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、助産師、看護師、准看護師を除く。)
- イ 地方公務員法第16条に該当する方
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ・ 北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
- ウ 現在、道職員である方（任期付職員、非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。)
- エ 道の再任用制度の対象となる方

4 申込方法

(1) 主事

必要事項を記入した「臨時的任用職員候補者登録申込書」を封筒に入れ、北海道道立病院局総務課へ郵送又は持参してください。

(2) その他の職

必要事項を記入した「臨時的任用職員候補者登録申込書」と、登録要件となる資格・免許等の写し若しくは登録要件を満たすことが確認できる書類を封筒に入れ、北海道道立病院局総務課へ郵送してください。

※ 郵送する場合は、封筒の表に赤字で「臨時的任用職員候補者登録申込書在中」と記載してください。

※ F A Xによる申込は受け付けません。

【郵送先・提出先】

北海道道立病院局総務課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館3階）

電話 011-204-5232

5 登録後採用されるまで

「臨時的任用職員候補者登録及び選考申込書」の受理した後、内容の確認（登録要件がある職は、資格・免許等を確認）後、「臨時的任用職員候補者登録簿」に登録します。

その後、該当職種で欠員が生じ、代替職員が必要となった場合に、申込書に記載された希望勤務病院等を考慮の上、書類選考を実施します。この書類選考に合格した方については、任用選考を実施し、任用者を決定します。

なお、欠員の状況によっては、「臨時的任用職員候補者登録簿」に登録されても任用されない場合があります。

「臨時的任用職員候補者登録簿」の有効期間は、登録日から3年間です。

この期間内であれば、一度、臨時的任用職員として採用された方でも、「臨時的任用職員候補者登録簿」に引き続き登録されていますので、任用選考に合格すれば、臨時的任用職員として再度任用されることがあります。

6 書類選考及び任用選考の実施

(1) 書類選考の実施

代替職員が必要となった場合に、「臨時的任用職員候補者登録申込書」に記載された希望勤務病院等を考慮の上、書類選考（「臨時的任用職員候補者登録及び選考申込書」に記載された内容の審査）を実施します。

書類選考に合格された方には、任用選考の受験日等をご案内します。

(2) 任用選考の実施

ア 試験内容

面接試験（口述式）

その他、必要に応じて作文試験等が課される場合があります。

イ 試験地

原則、任用を予定している病院の所在地で実施します。

ウ 合格者の決定方法

合格者は、得点の高い順に決定します。ただし、任用選考には一定の基準があり、この基準に満たない場合には不合格となります。

- (3) 合格者の発表
受験者全員に可否を通知します。

7 任用期間

任用期間は、欠員の状況に応じて任用時に決定されます。

8 勤務条件等

臨時的任用職員の勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）については、次のとおりです。

【給与】

「北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」等に基づき支給します。

職種	算定基準	給料月額 (年額)	備考
主事	高校卒	166,600円 (2,535,000円)	<ul style="list-style-type: none"> 年額は給料のほか、期末・勤勉手当、寒冷地手当を含んだ金額（概算）です。 ※ 実際の給与は個人別に算定します 上記のほか、通勤手当や住居手当、扶養手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
保育士	短大卒	179,100円 (2,724,000円)	
社会福祉士 精神保健福祉士 公認心理師	大学卒	196,200円 (3,002,000円)	
薬剤師	薬剤師免許 (大学6卒)	222,700円 (3,374,000円)	
管理栄養士	職種ごとの免許 (短大卒)	182,700円 (2,781,000円)	
診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 言語聴覚士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士	職種ごとの免許 (短大3卒)	193,500円 (2,939,000円)	
看護師	看護師免許 (短大2卒)	211,000円 (3,215,000円)	
准看護師	養成所卒	183,500円 (2,794,000円)	
助産師	助産師免許 (大卒)	228,500円 (3,462,000円)	

※ 上記金額は、令和6年4月1日に任用された場合で試算しています。

※ 給料月額は、算定基準に掲げる学校卒業又は免許等取得後、直ちに道に任用されたものとして試算しており、実際に任用される者の学歴や職務経験等によっては、例示の額とは異なる額となる場合があります。

また、期末・勤勉手当は勤務期間や勤務成績に応じて、寒冷地手当は勤務地域や世帯状況に応じて変動することから、年額はあくまでも目安です。

【服 務】

勤務時間・休日等

勤務時間(原則)	月曜日から金曜日 8時45分～17時30分(昼休み:正午～午後1時) ※ 所属や配置先によって、勤務時間が異なる場合があります。
休日(原則)	土日祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)
休暇	年次有給休暇:1年に20日以内(任用月数により計算)。 20日を限度に翌年繰越可能 特別休暇(夏季休暇):5日(4月から3月までの間) その他、病気休暇、忌引休暇、ボランティア休暇等の休暇制度があります。
共済制度等	共済組合では、職員や家族が病気、ケガ、出産、死亡又は休業したときの医療費等の給付や、生活を支援するための貸付を行っているほか、退職後の年金を支給しています。

9 個人情報の取扱い

募集に関して収集した個人情報については、任用手続き(書類選考、任用選考、任用事務)に関する以外には利用しません。